

2002年5月10日

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会

早稲田大学 相澤英孝

1. 基本的な考え方

科学技術の振興は科学技術の水準を高めることにその主眼があることを忘れてはならない。科学技術の継続的な振興政策によって、長期的な見地からの科学技術の水準の向上が目指されるべきであって、短期的な成果を追及することでは十分な成果は得られない。

2. 知的財産法の機能の限界

知的財産法の科学技術の振興に対する機能は限定されたものである。(1) 知的財産法は、商業的成功品に対する経済的利益を与えるシステムであるので、商業的成功に直結しない科学技術に対してはインセンティブを与えられない。(2) 科学技術の保護の中心となるのは特許法であるが、特許法による保護の期間は限られているので、短期間な商業的な成功に結びつかない科学技術に対するインセンティブとはなりえない。

3. 研究機関における知的財産の取扱

科学技術の水準を高めるためには研究機関における研究水準を高めることが必要である。(1) 知的財産法の機能は限定されたものであるので、研究水準を高めるためには、商業的成功に直結しない研究を軽視してはならない。(2) 特許によるインセンティブは経済的利益により実現されるのであり、経済的利益をもたらさないが、広く社会に利益をもたらす基礎的な科学技術に関する研究に対する成果に対しても十分な評価がなされるべきである。(3) 特許はその経済的利益によって賈われるものであるから、広く利益を社会にもたらす論文と同様に評価することには疑問がある。(4) 各研究機関は、それぞれの研究機関における研究の伸展のためにもっとも仕組みを模索すべきものであり、経済的利益の追求を目的とする特許への過度の依存は、その目的をゆがめる虞がある。(5) 特許権の帰属を含めた特許の取扱については、それぞれの研究機関の効率的な研究を目標として決められるべきものであり、一律の基準は各研究機関の研究の自主性を削ぐ虞がある。

4. 科学技術の振興のための知的財産法の改正

(1)知的財産法は技術の変化にしたがって急速に変化してきているものであり、時代の変化に対応した知的財産法の改正が必要である。特許法の構造は19世紀の機械技術を背景としているため、経済構造の変化や技術の伸展に対して十分な対応が出来ていない。例えば、特許法の保護の対象を狭い意味の「技術」に限定することは製造業のみを特許法の射程とするものであり、製造業からの構造変換が進んでいる現在においては、時代に対応したものとなりえない。ビジネス方法についても医療方法についても、21世紀における先端技術へのインセンティブという見地から検討がなされなければならない。(2)権利の十分な保護のための知的財産法の改正が必要である。日本における知的財産の保護水準はアメリカ合衆国の保護の水準に追いついてきているという見解もあるがこの見方は正しいとはいえない。日本における知的財産の保護の水準は、権利の範囲あるいは権利の救済の内容のいずれにおいてもアメリカ合衆国の水準に達していないというべきである。十分なインセンティブを与えるために、先端技術分野における進歩性の高さ、クレーム(請求の範囲)の広さ、クレームを含めた明細書の修正(補正や訂正)についても、十分な保護という見地から更なる検討がなされるべきである。権利の救済の不十分さは知的財産法だけの問題ではないけれども、経済的な権利の侵害が利益をもたらすという構造については、見直していかなければならない。

5. 科学技術の発展は保護主義的政策からは生まれない

経済状況の悪化は、しばしば、保護主義的な議論を生むけれども、科学技術はグローバルなものであり、保護主義的な政策は科学技術の発展の阻む虞がある。補助金や委託研究の取扱においても、製造地を限定するなどの一律の基準を導入することは自由な研究を阻害する虞があり、その本来の目的の達成の障害となる虞がある。内国産業保護するために特許法第92条の裁定実施権を用いるべきあるとか、バイオテクノロジーの保護を制限しようとするという議論がある。このような保護主義は科学技術の振興になるかどうか疑わしい。